参 考 資 料

参考資料１　鳥インフルエンザ発生時の接触者等への調査

写

健感発第 1227003 号
平成１８年１２月２７日

平成 20 年 5 月 12 日　一部改正

各（都道府県／政令市／特別区）衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

国内の鳥類における鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）発生時の調査等について

高病原性鳥インフルエンザが国内の鳥類で発生した場合の措置等については、これまでに「高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について」（平成 16 年 2 月 27 日付け医政経発第 0227001 号･健感発第 0227001 号･食安監発第 0227002 号厚生労働省医政局経済課長・健康局結核感染症課長・医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）、「養鶏関係者の高病原性鳥インフルエンザ感染防御のための留意点について」（平成 16 年 3 月 10 日付け健感発第 0310002 号本職通知）、「国内における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う疫学調査について」（平成 16 年 4 月 5 日健感発第 0405001 号本職通知）、「高病原性鳥インフルエンザの国内発生時の措置について」(平成 16 年 12 月 22 日付け健感発第 1222001 号本職通知)、「家きん農場の従業員等に対する健康調査の実施について」（平成 17 年 7 月 14 日健感発第 0714001 号本職通知）、「Ｈ５Ｎ２亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルス感染家きんの防疫措置における抗インフルエンザウイルス薬の予防投与について」（平成 17 年 7 月 29 日健感発第 0729002 号本職通知）及び「養鶏関係者の高病原性鳥インフルエンザ感染防御のための留意点について」（平成 18 年 1 月 10 日健感発第 0110001 号本職通知）によることとしてきたところである。

今般、高病原性鳥インフルエンザのうち鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に感染し、又は感染した疑いのある鳥類（以下「感染鳥類」という。）を認めた獣医師又は感染鳥類の所有者より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)第 13 条第 1 項の届出を受けた場合の同法第 15 条に基づく調査及び同法第 29 条に基づく措置等について、下記のとおり定めることとしたので、貴職におかれては、関係者への周知

等、対応に遺漏なきよう特段の配慮をお願いする。

また、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）以外のインフルエンザが発生した場合においては、その感染性及び病原性に応じて改めて対応を定めることとし、本通知の施行に伴い、上記通知については関係課と調整の上、これを廃止することとしたので、併せて了知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

記

第１　目的

都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区長（以下「都道府県知事等」という。）が、鳥類で発生した鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）のヒトへの感染を未然に防止する観点から、適切な感染予防方法の周知と調査等を行うために必要な対応等について示すものである。

第２　通常時の留意点等

１．家きん農場における感染予防

家きん農場における感染予防に万全を期すため､以下のことに留意するよう、家きん農場の従業者等に周知すること。

（１）日頃より健康管理に留意し、作業中は専用の作業服、マスク、帽子、手袋及び長靴を着用するなどの通常の衛生対策を徹底するとともに、作業後は、うがいや手洗いを励行すること。また、発熱等の健康状態の異常が認められた場合には、速やかに医療機関を受診すること。なお、受診の際に家きんとの接触の機会があったことを医師に伝えること。

（２）通常のインフルエンザに罹患している場合は、鳥インフルエンザとの混合感染を予防する観点からも、家きん農場での作業を避けること。

（３）鶏の異常死の有無等の観察に努め、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）が疑われるような異常が認められた際には、死亡鶏等への接触を避け、速やかに家畜保健衛生所に連絡し、対応を相談すること。

２．食鳥処理場における感染予防

食鳥処理場における感染防御に万全を期すため、以下のことに留意するよう食鳥処理場の従業者等に周知すること。

（１）作業服、マスク及び手袋を着用するなどの通常の衛生対策に加えて、ゴーグルを装着するといった衛生対策を徹底すること。

（２）発熱等の健康状態の異常が認められた場合には、速やかに医療機関を受診すること。なお、受診の際に家きんとの接触の機会があったことを医師に伝えること。

３．野鳥からの感染予防

野鳥はどのような病原体を保有しているか分からないことから、以下のこと

に留意するよう死亡野鳥等を発見した者に周知すること。

（１）死亡野鳥に直接触れないようにすること。

（２）死亡野鳥に触れた場合は、うがいや手洗いを励行すること。また、発熱等の健康状態の異常が認められた場合には､速やかに医療機関を受診し、死亡野鳥との接触の機会があったことを医師に伝えること。

第３　発生が疑われた場合の留意点等

家きん農場において、家きんの異常死の増加等により鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の発生が疑われた場合の感染予防として、以下のことに留意するよう家きん農場の従業者等に周知すること。

（１）鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の感染の有無が確認されるまでの間は、可能な限り鶏舎への立ち入りを控えることとし、どうしても立ち入らなければならない場合には、適切な個人感染防護具（以下「ＰＰＥ」という。）を着用するなど、必要な感染防御に努められたいこと。

（２）直ちに、鳥インフルエンザ(Ｈ５Ｎ１)の発生が疑われて以降当該家きん農場に立ち入った者の健康状態の確認を行われたいこと。

第４　発生時の調査等

１．積極的疫学調査

関係部局と協力連携し、感染症法第 15 条に基づき周辺の鳥類等の感染状況、感染原因等の調査を行うこと。また、感染鳥類又はその排泄物等(以下「感染鳥類等」という。)に接触したすべての者（以下「接触者」という。）について、感染鳥類等との接触の状況に関する質問を行い、接触の状況に応じ、以下の必要な調査等を実施すること。

なお、質問又は調査が速やかに実施できるよう、接触者の連絡先等を確認しておくこと。

（１）感染鳥類等と直接接触し、その際に適切なＰＰＥを着用していなかった者

ア．健康調査の内容

①　インフルエンザ様の症状の有無を確認すること。

②　感染鳥類等との直接接触後 10 日間（最終接触日を 0 日として 10 日目まで）は、保健所による指導のもと健康観察（1 日 2 回の検温等）を行うよう要請すること。保健所においては可能な範囲で電話等により健康状態を聴取すること。また、この間は、公共の場所での活動を可能な限り自粛するよう要請するとともに、やむを得ず外出する際にはマスクの着用を指導すること。

鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の感染を疑うような症状が発現した場合には、直ちに保健所に相談するよう要請すること。

③　鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健所又は保健衛生部局は、必要と判断される場合には、速や

かに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮すること。

なお、受診の際に感染鳥類等との接触の機会があったこと及びこれまでに実施した検査の結果を医師に伝えるように要請すること。

④　その他必要と認める検査を行うこと。

イ．抗インフルエンザウイルス薬の投与

感染鳥類等と直接接触し、その際に適切なＰＰＥを着用していなかった者の明示の同意が得られた場合については、予防投与が行われるようにすること。

（２）適切なＰＰＥを着用した上で、感染鳥類等と直接接触した者

ア．健康調査の内容

①　インフルエンザ様の症状の有無を確認すること。

②　感染鳥類等との接触の間及びその終了後 10 日間（最終接触日を 0 日として 10 日目まで）は、保健所による指導のもと健康観察を行い、この間に鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の感染を疑うような症状が発現した場合には、直ちに保健所に相談するよう要請すること。

③　鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健所又は保健衛生部局は、必要と判断される場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮すること。

なお、受診の際に感染鳥類等との接触の機会があったことを医師に伝えるように要請すること。

イ．抗インフルエンザウイルス薬の投与

適切なＰＰＥを着用した上で、感染鳥類等と直接接触した者の明示の同意が得られた場合については、予防投与が行われることが望ましい。

（３）感染鳥類等との直接の接触はないが、発生場所の周辺地域に居住等をしている者

ア．健康調査の内容

鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健所又は保健衛生部局は、症状発現前 10 日間の鳥類等との接触状況について確認し、必要と判断される場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮すること。

イ．抗インフルエンザウイルス薬の投与

予防投与の必要はない。

２．感染予防のための指導

都道府県知事等は感染鳥類等の防疫作業に従事する者に対して、以下のことを指導すること。

①　作業前後の健康状態を把握すること。

②　作業従事に当たっては、手洗いやうがいの励行や、適切なＰＰＥの着用等、必要な感染防御手段を講ずるよう徹底すること。

③　従事に当たっては体調に十分留意すること。

第５　患者（疑似症患者を含む。）が確認された場合の対応

都道府県知事等は、第４による積極的疫学調査の結果、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）患者（疑似症患者を含む）が確認された場合については、「鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成 18 年 11 月 22 日付け健感発第 1122001 号本職通知）に基づく対応をとること。

第６　適切な情報共有

１．関係部局との情報共有

鳥類の異常死、鳥インフルエンザ(Ｈ５Ｎ１)の発生に関する疫学的状況が判明するなど、関係部局が同疾病に関する情報を入手した場合には、速やかに情報提供を受けられるよう、日頃から関係部局等と緊密な連携を図ること。また、鳥インフルエンザ(Ｈ５Ｎ１)の発生が疑われる等の情報を入手した場合には、２．の規定により速やかに厚生労働省に報告するとともに、関係部局等に対しても情報提供を行われたいこと。

２．他の都道府県等、国等との情報共有

都道府県知事等は、第４による積極的疫学調査に伴い得られる情報の重要性にかんがみ、調査の過程においても、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の発生状況、動向等を含む調査結果について関係する都道府県知事等との間で共有するとともに、感染症法第 15 条第 5 項の規定に基づき、厚生労働大臣に報告を行うこと。

また、鳥類における鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の発生が都道府県等の区域を越えて発生し、または発生するおそれがある場合には、厚生労働大臣は、感染症法第 63 条の 2 に規定に基づき、第４による積極的疫学調査の実施について必要な指示を行うものであること。

第７　接触者等に対する情報提供等

都道府県知事等は、接触者等に対して、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の鳥類における発生の状況、動向及び原因に関する適切な情報発信を行うとともに、マスクの着用、最寄りの保健所等への相談、医療機関での受診等についての必要な情報提供を行うこと。

また、住民に対する正確な情報の提供に努めること。

第８　その他

都道府県知事等は、第４による積極的疫学調査の実施に当たり、「鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成 18 年 11 月 22 日付け健感発第 1122001 号本職通知）の別添の「接触者調査票」（添付１）及び「接触者に係る体温記録用紙」（添付２）を活用することが可能であること。

添　付　1

鳥インフルエンザ(H5N1)接触者調査票(接触者モニタリング用紙)

1.調査担当保健所　　調査者氏名　　調査年月日

2.接触者番号:	
3.接触患者発生届受理番号:	4.患者居住地保健所

接触者詳細			5.居住地保健所	
6.氏名:				
7.住所:				
8.電話番号:				
9.職業(仕事先):				
10.生年月日:		11.年齢:		12.性別:
13.**同居人の状況**				
氏名①	(続柄)		氏名④	(続柄)
氏名②	(続柄)		氏名⑤	(続柄)
氏名③	(続柄)		氏名⑥	(続柄)

14. **患者もしくは患畜との接触状況(調査日から10日前まで)** 日付および場所、接触内容を記載する
15.患者(患畜)との最終接触日時:　　年　　月　　日　　時頃
16.☐高 ☐低 ☐要観察例 ☐感染防護有り　←該当する項目を☑する

接触者の調査時の状態　(17.調査日時　　年　　月　　日　　時)

18. 発熱 ☐有: (発熱　　℃) ・ ☐無
19. 呼吸器症状 ☐ 有: 咽頭痛 ・ 咳嗽 ・ 呼吸困難 ・ 低酸素症 ・ その他(　　) ☐無
21. 消化器症状 ☐ 有: 下痢 ・ 嘔吐 ・ 腹痛 ・ その他(　　) ☐無

20.発熱・呼吸器症状以外の症状 ☐ 有: 頭痛 ・ 筋肉痛 ・ 関節痛 ・ 全身倦怠感
その他の症状(　　) ☐無

検査所見:血算(　月　日): 白血球　　赤血球　　血小板　　その他(　　)
インフルエンザ抗原検査(　月　日): 陽性(A 型 ・ B 型 ・ AB 不明) ・ 陰性 ・未実施
胸部レントゲン(　月　日):《所見》
ウイルス分離・同定(　月　日)(検体材料:　　): 陽性(亜型:　　) ・ 陰性 ・ 検査中
RT-PCR 検査(　月　日): 陽性(亜型:　　) ・ 陰性 ・ 検査中 ・未実施
血清抗体価(　月　日)検査法(　　) (亜型:　　): 抗体価(　　)倍 ・ 検査中 ・ 未実施

§ 太枠内は必須。検査所見に関しては、判っていれば記載のこと

接触者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

接　触　者　モ　ニ　タ　リ　ン　グ

患者（or患畜）との最終接触日時：　　年　　月　　日　　時頃

月日	最終接触より	連絡手段	体温(℃)	呼吸器症状の有無	呼吸器以外の症状	確認者
／	0日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	
／	1日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	
／	2日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	
／	3日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	
／	4日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	
／	5日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	
／	6日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	
／	7日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	
／	8日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	
／	9日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	
／	10日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他（　　）	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他（　　）	

連絡先　TEL　　担当者名

添 付 2

≪ 体 温 記 録 用 紙 ≫

＊ 鳥インフルエンザ(H5N1)観察期間は最長でも10日です。
＊ 接触があった日から10日間、38度以上の急な発熱や急性呼吸器症状がなければ、ほぼ感染はなく、もちろん他への感染力もないと思われます。
＊ 気になる症状が現れたときには、速やかに最寄りの保健所にご連絡下さい(☆)。
＊ なお無症状であり、かつ(☆)を確実にお守りいただけるという前提で、この期間も通常通りの生活はしていただけます。しかし、不要不急の外出等は控えていただき、注意深くご自身の健康チェックを行っていただくことをお願い致します。

氏名	住所	TEL 携帯

接触日より	日	測定時間	体温(℃)	他呼吸器等症状等	備考欄(行先等)
接触日	H 年 月 日	朝 : 夕 :			
接触後1日目	月 日	朝 : 夕 :			
接触後2日目	月 日	朝 : 夕 :			
接触後3日目	月 日	朝 : 夕 :			
接触後4日目	月 日	朝 : 夕 :			
接触後5日目	月 日	朝 : 夕 :			
接触後6日目	月 日	朝 : 夕 :			
接触後7日目	月 日	朝 : 夕 :			
接触後8日目	月 日	朝 : 夕 :			
接触後9日目	月 日	朝 : 夕 :			
接触後10日目	月 日	朝 : 夕 :			

問い合わせ・返信先

保健所名

住 所

電 話 ＦＡＸ 担当者名

参考資料 2　野鳥における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について（厚生労働省）

写

健感発第 1001001 号
平成２０年１０月１日

各（都道府県／政令市／特別区）衛生主幹部（局）長　殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

野鳥等における鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の発生への対応について

本年４月より我が国で確認されたハクチョウにおける鳥インフルエンザ（H5N1）の発生を踏まえ、今般、環境省自然環境局より、別添１のとおり「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」の作成について通知があったので、お知らせします。貴職におかれては、野鳥での高病原性鳥インフルエンザ（主として亜型が H5 及び H7 の A 型インフルエンザウイルスによる感染をいう。）に係る各都道府県の鳥獣行政担当部局等による監視体制並びに発生時の対応等についてご了知いただくとともに、関係者へ周知いただくようお願いします。

またこの度、特に野鳥において鳥インフルエンザの発生が確認された場合の対応を迅速に行うため、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成 18 年 12 月 27 日付け健感発第 1227003 号当職通知）を補完する対応マニュアルを別添２のとおり定めたので、引き続き、関係部局及び関係機関との連携を密に本病への対応に万全を期されますようお願いします。

別添２

鳥インフルエンザの感染が疑われる
死亡野鳥等を発見した場合の対応について
－厚生労働省－

平成 20 年 10 月 1 日

この規定は、国内の野鳥において鳥インフルエンザ(Ｈ５Ｎ１)が発生に備えた対応について、特に関係省庁との連携、接触者調査、感染予防のための注意喚起等の対応に関しての留意事項を示すものであり、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ(Ｈ５Ｎ１)発生時の調査等について」（平成 18 年 12 月 27 日付健感発第 1227003 号本職通知）を補完するものである。

Ⅰ 通常時における体制整備

１．関係機関の役割

（１）厚生労働省の役割

厚生労働省は、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の人への感染予防の観点から、環境省、農林水産省等の関係省庁と連携し、鳥類での本病の発生状況を把握し、都道府県及び保健所を設置する市又は特別区（以下、「都道府県等」という。）に対し、適切な対応について必要な助言を行うとともに、必要に応じて疫学調査等を実施する。また、複数の都道府県等で発生した場合等の措置が円滑に講じられるよう、必要に応じて都道府県等間の連絡調整を行う。

（２）都道府県等の役割

都道府県等衛生部局は、インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の人への感染予防の観点から、鳥獣保護部局、家畜衛生部局及び教育部局等の関係部局と連携し、鳥類での本病の発生状況を把握し、感染鳥類及びその排泄物等（以下「感染鳥類等」という。）の接触者への健康調査等の積極的疫学調査、防疫作業従事者等への基本的な感染予防対策（手洗い、うがいの励行等）、個人防護具（Personal protective equipment；ＰＰＥ）（以下「ＰＰＥ」という。）の適切な着用に関する指導及び必要に応じた物件への措置を実施する。

２．関係部局間の連絡体制の整備

（１）関係省庁との情報共有

厚生労働省は、関係省庁が鳥類の異常死等鳥インフルエンザ(Ｈ５Ｎ１)の発生が疑われる疫学情報等を入手した場合には、速やかに情報提供が行われるよう日頃から関係省庁との連絡体制の整備等、緊密な連携を図っておくものとする。

（２）都道府県等における関係部局との情報共有

都道府県等衛生部局は、鳥類の異常死、鳥インフルエンザ(Ｈ５Ｎ１)の発生に関する疫学的状況が判明するなど、関係部局が同疾病に関する情報を入手した場合には、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ(Ｈ５Ｎ１)発生時の調査等について」(平成 18 年 12 月 27 日付健感発第 1227003 号本職通知）（以下、「課長通知」という。）の第６に基づき、速やかに情報提供が行われるよう、日頃から関係部局等と緊密な連携を図ること。また、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の発生が疑われる等の情報を入手した場合には、（３）の規定により速やかに厚生労働省に報告するとともに、関係部局等に対しても情報提供を行われたいこと。

（３）他の都道府県等、国等との情報共有

都道府県知事等は、課長通知の第６に基づき、III２（１）による積極的疫学調査に伴い得られる情報の重要性にかんがみ､調査の過程においても、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の発生状況、動向等を含む調査結果について関係する都道府県知事等との間で共有するとともに、感染症法第 15 条第５項の規定に基づき、厚生労働大臣に報告を行うこと。

また、鳥類における鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の発生が都道府県等の区域を越えて発生し、または発生するおそれがある場合には、厚生労働大臣は、感染症法第 63 条の２に規定に基づき、積極的疫学調査の実施について必要な指示を行うものであること。

３．野鳥等からの感染予防

（１）厚生労働省及び都道府県等

厚生労働省及び都道府県等衛生部局は、課長通知の第２の３に基づき、野鳥はどのような病原体を保有しているか分からないことから、死亡又は衰弱した野鳥を発見した場合は以下のことに留意するよう、日頃から関係省庁や関係部局に対して周知するとともに、住民や観光客等に対して、ホームページや広報等を活用して周知に努めること。

- 死亡又は衰弱した野鳥並びにその排泄物には直接触れないようにすること
- もしも死亡又は衰弱した野鳥並びにその排泄物に触れた場合には、うがいや手洗いを励行すること
- また、発熱等の健康状態に異状が認められた場合には、速やかに医療機関を受診し､死亡野鳥等との接触の機会があったことを医師に伝えること

II 発生疑い（死亡野鳥等の発見等）から確定まで

１．感染予防のための留意事項

厚生労働省は、環境省等から複数の野鳥等の異常死等により鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の発生が疑われる旨の連絡を受けた場合には、感染予防として以下のことに留意するよう死亡野鳥等の収容等を行う者等への周知に関して、連絡のあった環境省等に要請するとともに、関係都道府県等の衛生部

局に対し連絡し、同様に周知を要請する。

また、都道府県等衛生部局は、課長通知の第３に準じて、関係部局と連携して感染予防のため、以下のことに留意するよう死亡野鳥等の収容等を行う者等への周知を行う。

（１）鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の感染の有無が確認されるまでの間は、住民や観光客等が死亡野鳥等に接触しないよう死亡野鳥の収容等の措置を講じるとともに、必要に応じて死亡野鳥等の発見・収容場所の消毒等の措置に努められたいこと

（２）死亡野鳥等を収容する場合には、適切なＰＰＥを着用するなど、必要な感染防御措置を講じること

（３）死亡野鳥等と接触した者について、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の感染が確認（Ｈ５Ｎ１亜型が確定）された場合に速やかに健康観察が行えるよう、関係部局と連携して、接触者の特定作業を開始するなど、IIIに規定する積極的疫学調査等の準備を行うこと

III 鳥インフルエンザの確定から対策まで

１．鳥インフルエンザ（Ｈ５亜型）の判明

厚生労働省及び都道府県等衛生部局は、環境省等から、検査の結果、Ｈ５亜型鳥インフルエンザであると判明した旨の連絡を受けた場合には、Ｈ５Ｎ１亜型が判明した場合に備え、２に規定する措置を実施するための準備を行う。

２．鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の判明

（１）積極的疫学調査の実施

厚生労働省及び都道府県等衛生部局は、環境省等から、検査の結果、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）であると判明した旨の連絡を受けた場合には、課長通知の第４の１の規定に基づき、関係部局と協力連携し、感染症法第 15 条に基づく周辺の鳥類等の感染状況、感染原因等の調査を行うこと。また、感染鳥類又はその排泄物等(以下「感染鳥類等」という。)に接触したすべての者（以下「接触者」という。）について、感染鳥類等との接触の状況に関する質問を行い、接触の状況に応じ、以下の必要な調査等を実施すること。

①感染鳥類等と直接接触し、その際に適切なＰＰＥを着用していなかった者

ア．健康調査の内容

① インフルエンザ様の症状の有無を確認すること。

② 感染鳥類等との直接接触後 10 日間（最終接触日を０日として 10 日目まで）は、保健所による指導のもと健康観察（１日２回の検温等）を行うよう要請すること。保健所においては可能な範囲で電話等により健康状態を聴取すること。また、接触状況を踏まえ必要に応じて、この間は公共の場所での活動を可能な限り自粛するよう要請するとともに、やむを得ず外出する際にはマスクの着用を指導すること。

鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の感染を疑うような症状が発現した場合には、直ちに保健所に相談するよう要請すること。

③　鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健所又は衛生部局は、必要と判断される場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮すること。

なお、受診の際に感染鳥類等との接触の機会があったこと及びこれまでに実施した検査の結果を医師に伝えるように要請すること。

④　その他必要と認める検査を行うこと。

イ．抗インフルエンザウイルス薬の投与

感染鳥類等との接触状況から感染の可能性が高いと判断される場合であって、予防投与について明示の同意が得られた場合には、予防投与が行われるようにすること。

②適切なＰＰＥを着用した上で、感染鳥類等と直接接触した者

ア．健康調査の内容

①　インフルエンザ様の症状の有無を確認すること。

②　感染鳥類等との接触の間及びその終了後 10 日間（最終接触日を 0 日として 10 日目まで）は、保健所による指導のもと健康観察を行い、この間に鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の感染を疑うような症状が発現した場合には、直ちに保健所に相談するよう要請すること。

③　鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健所又は衛生部局は、必要と判断される場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮すること。

なお、受診の際に感染鳥類等との接触の機会があったことを医師に伝えるように要請すること。

イ．抗インフルエンザウイルス薬の投与

通常の死亡野鳥等の収容等で適切なＰＰＥを着用していた限り感染の可能性は極めて低く、予防投与の必要はないと考えられるが、感染野鳥の解剖作業に従事した場合など感染鳥類等との接触状況や、接触者に感染が疑われるなどの状況に応じて、予防投与について明示の同意が得られた場合には、予防投与が行われることが望ましい。

③感染鳥類等との直接の接触はないが、発生場所の周辺地域に居住等をしている者

ア．　健康調査の内容

鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健所又は衛生部局は、症状発現前 10 日間の鳥類等との接触状況について確認し、必要と判断される場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮すること。

イ．　抗インフルエンザウイルス薬の投与

予防投与の必要はない。

（２）感染予防のための指導

都道府県知事等は、課長通知第４の２の規定に基づき、感染鳥類等の防疫作業に従事する者に対して、以下のことを指導すること。

① 作業前後の健康状態を把握すること。

② 作業従事に当たっては、手洗いやうがいの励行や、適切なＰＰＥの着用等、必要な感染防御手段を講ずるよう徹底すること。

③ 従事に当たっては体調に十分留意すること。

（３）接触者等に対する情報提供等

都道府県知事等は、課長通知第７の規定に基づき、接触者等に対して、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の鳥類における発生の状況、動向及び原因に関する適切な情報発信を行うとともに、マスクの着用、最寄りの保健所等への相談、医療機関での受診等についての必要な情報提供を行うこと。また、状況に応じ、相談窓口の設置等住民に対する正確な情報の提供、相談対応に努めること。

（４）その他

都道府県知事等は、課長通知第８に規定するように、積極的疫学調査の実施に当たり、「インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に係る積極的疫学調査の実施等について」(平成 18 年 11 月 22 日付け健感発第 1122001 号本職通知・平成 20 年５月 12 日一部改正。以下、「課長通知の２」という。）の別添の「接触者調査票」（添付１）及び「接触者に係る体温記録用紙」（添付２）を活用することが可能であること。

３．患者（疑似症患者を含む。）が確認された場合の対応

都道府県知事等は、課長通知第５に規定するように、III２（１）による積極的疫学調査の結果、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）患者（疑似症患者を含む）が確認された場合については、課長通知の２に基づく対応を行うこと。

また、厚生労働省は、「新型インフルエンザ発生時等における対処要領」（平成 20 年４月内閣官房作成）の II に基づき、内閣情報調査室に直ちに報告するとともに、記者会見、ホームページへの掲載等により広報を行うなど必要な対応を行うものとする。

参考資料 3　インターネット上の情報源

（１） 国内の情報

＜国内の鳥インフルエンザ関連ページ＞

・環境省　鳥インフルエンザに関する情報
　http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html
・農林水産省　鳥インフルエンザに関する情報
　http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html
・厚生労働省　鳥インフルエンザに関する情報　関連情報
　http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/index.html
・動物衛生研究所　高病原性鳥インフルエンザのページ
　http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/poultry/tori_influenza.html
・国立感染症研究所感染症情報センター　鳥インフルエンザ
　http://idsc.nih.go.jp/disease/avian_influenza/index.html
・国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）（平成 16 年 3 月 9 日、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省）
　http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=5373&hou_id=4769

＜野鳥の生息状況に関連するページ＞

・渡り鳥関連情報（環境省）
　http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/migratory/index.html
・生物多様性情報システム（環境省）　ガンカモ科鳥類の生息調査
　http://www.biodic.go.jp/gankamo/gankamo_top.html

（２） 国際的な情報

・FAO（国際連合食糧農業機関）
　http://www.fao.org/avianflu/en/index.html
・OIE（国際獣疫事務局）
　http://www.oie.int/eng/en_index.htm
・WHO（世界保健機関）
　http://www.who.int/topics/avian_influenza/en/

謝　辞

本マニュアルのとりまとめにあたり、以下の方々に、ご助言ならびに情報提供などのご協力をいただいた。これらの方々に厚く御礼申し上げる。

＜平成 20 年マニュアル作成時＞

鳥インフルエンザ等野鳥に係る専門家グループ会合及び感染経路等調査ワーキンググループ会合の委員、農林水産省、厚生労働省、国立感染症研究所、国立環境研究所、動物衛生研究所、北海道大学、鳥取大学及び都道府県の関係部局

＜平成 23 年マニュアル改訂時＞

鳥インフルエンザ等野鳥対策に係る専門家グループ会合の委員、農林水産省、厚生労働省、国立環境研究所、動物衛生研究所、動物検疫所、北海道大学、鳥取大学及び都道府県の関係部局

野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル

平成 20（2008）年 9 月作成
平成 23（2011）年 9 月改訂
平成 24（2012）年 9 月一部修正
平成 26（2014）年 9 月再改訂
平成 27（2015）年 9 月一部修正

環境省自然環境局